

出掛けませんか 春のイベント

5/20(土)
・21(日)

花と緑の祭典2023春

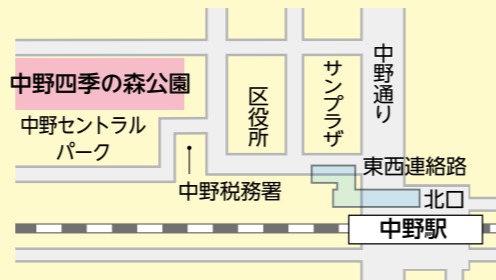
環境・緑化推進係/8階 ☎(3228)5516 FAX(3228)5673

区民の実行委員主催の、家庭で花や緑を楽しむための催しです。☆スケジュールなどについて詳しくは、[区HP](#)をご覧ください

時間 午前10時～午後4時
会場 中野四季の森公園(中野4-13)



▲区HP



事前申し込みが必要な催し ☆いずれも区内在住の方が対象。()内は抽選定員

- ①苗木の無料配布(計500人)
= 20日(土)午前10時から
地域での緑化推進のために配布します。
樹木は、ブルーベリー、クルマメツツジ、シモツケ、オリーブ、シャクナゲ各100本(予定)。1世帯につき1本。
 - ②サツマイモの袋栽培教室(20人)
= 20日(土)正午～午後1時
 - ③ハーブ教室(20人)
= 21日(日)午前11時～午後0時30分
 - ④バラ教室(25人)
= 21日(日)午後2時～3時30分
- 申込み** (①～④共通) 往復ハガキで、環境・緑化推進係へ。5月1日必着。②～④は参加費300円、電子申請も可。[住所](#)、氏名とふりがな、①は希望する樹木名(第2希望まで)、②～④は教室名、返信用にも住所、氏名

往復ハガキの書き方(例)

往信用面
63 164-8501 中野区役所
(往信) 環境緑化推進係
(苗木配布宛) (空白のまま)

返信信用面
63 16X-XXXX 住所●●●●●
(返信) 氏名●●●●●
様 (ふりがなも)

その他の参加できる催し

剪定教室(20日のみ)、寄せ植え教室、ミニグリーンアドベンチャー、園芸緑化相談、花と緑の窓口、絵画展と指文字、木工教室、環境・緑化推進コーナー(なかのエコポイント50ポイントがもらえます)



5/21(日)

中野区民ふれあい運動会

障害者施策推進係/1階 ☎(3228)8832 FAX(3228)5660

障害のある人もない人も、楽しく参加できる運動会です。

時間 午前9時30分～午後0時45分ごろ
会場 第二中学校(本町5-25-1)
☆当日直接会場へ。雨天中止



送迎バスの利用は事前に申し込みを

障害があり、公共交通機関を使って会場に行くことが困難な方は、当日、送迎バスを利用できます。

申込み 4月28日までに電話か、ファクスで、障害者施策推進係へ。[住所](#)、氏名とふりがな、電話番号またはファクス番号、車いす利用・不用の別(電動か手動の別も)、介護者の有無、乗降希望場所、初めて利用の場合はその旨も記入

区民と区長の タウンミーティング

5月の
開催予定

広聴係/4階
☎(3389)4445 FAX(3228)5645
▼kochokoho@city.tokyo-nakano.lg.jp

テーマ

基本計画における後期の取り組み
～「つながる はじまる なかの」の実現に向けて～

日時 5月25日(木)午後6時30分～8時
会場 区役所7階会議室

☆事前申込制(先着30人)。4月21日～5月22日に電子申請か、電話、電子メールまたはファクスで、広聴係へ。要約筆記・[手](#)・[保](#)(先着2人)希望の方は、5月18日までにあわせて申し込みを。[住所](#)、氏名とふりがな、電話番号、要約筆記・[手](#)はその旨、[保](#)はお子さんの氏名とふりがな、月年齢

5月4日(木・祝) タイムズ中野区役所駐車場は 臨時休業します

庁舎管理係/4階
☎(3228)8854 FAX(3228)5643

令和5年度の 国民健康保険料率等が決まりました

資格賦課係/2階
☎(3228)5511 FAX(3228)5655

令和5年度の国民健康保険料は、次のとおり算定し、6月に各世帯へ決定通知を郵送します。
支払いは、6月～来年3月の計10回です。

保険料算定の仕組み

国民健康保険料には①基礎分②支援分③介護分(40歳～64歳の方)の3区分があり、それぞれの「均等割額」「所得割額」を算出します。これらの合計額が世帯の年間保険料です。

39歳以下の方、65歳～74歳の方=①②の合計額
☆未就学児の①②の均等割額は半額
40歳～64歳の方=①②③の合計額

☆保険料は、前年中の所得を基に算定しています。収入が無い方や収入が少なく確定申告不要の方も、保険料算定のため、住民税の申告を。住民税の申告についての問い合わせは、課税係☎(3228)8913へ

令和5年度国民健康保険料(年額)の算定式

	均等割額 ☆加入者全員に一律に掛かります	所得割額 ☆加入者の前年中の所得に応じて掛かります	1世帯 最高限度額
①基礎分	42,300円/1人	旧ただし書き所得(※)×7.64%	65万円
②支援分	14,400円/1人	旧ただし書き所得(※)×2.65%	22万円
③介護分	18,000円/1人	旧ただし書き所得(※)×2.10%	17万円

※旧ただし書き所得=総所得金額等-基礎控除43万円